重加算税がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの重加算税又は過少（無）申告加算税の基礎となる税額は、この計算書の㉙欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

			Ⓐ 前の額	Ⓑ 後の額	Ⓒ 隠蔽仮装事由部分の額	Ⓓ 隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 （Ⓑ－Ⓒ）	Ⓔ Ⓒのうち電磁的記録等に記録された事項に係る部分の額	Ⓕ Ⓓの事実及びⒺの事項のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 （Ⓓ＋Ⓔ）	Ⓖ 不正当事由部分の額	Ⓗ 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 （Ⓓ－Ⓖ）
所得金額	総所得	①	円	円	円	円	円	円	円	円
	所得	②								
	所得	③								
所得金額から差し引かれる金額		④								
課税される所得金額	総所得	⑤								
	所得	⑥								
	所得	⑦								
算出税額	⑤に対する税額	⑧								
	⑥に対する税額	⑨								
	⑦に対する税額	⑩								
	計	⑪								
所得税額から差し引かれる金額		⑫			円		円		円	
差引所得税額（⑪-⑫）（引ききれないときは0）		⑬								
災害減免額		⑭			円		円		円	
再差引所得税額（⑬-⑭）（引ききれないときは0）		⑮								
令和６年分特別税額控除		⑯			円		円		円	
再々差引所得税額（基準所得税額）（⑮－⑯）		⑰								
復興特別所得税額（⑰ × 2.1 %）		⑱								
所得税及び復興特別所得税の額（⑰+⑱）		⑲								
外国税額控除等		⑳			円		円		円	
源泉徴収税額		㉑								
申告納税額（⑲－⑳－㉑）		㉒								
予定納税額		㉓			円		円		円	
確定納税額	納付すべき税額	㉔								
	還付金相当額	㉕								
損失の繰戻し	還付金相当額（所得税額）	㉖								
	減少する所得税額に係る還付加算金	㉗								
増差税額（Ⓑ、Ⓓ、Ⓕ、Ⓗは Ⓐとの増差税額）		㉘			（Ⓑ－Ⓓ） 円		（Ⓕ－Ⓓ） 円		（Ⓓ－Ⓗ） 円	
加算税の基礎となる税額		㉙			重加算税分 1万円未満の端数切捨て		Ⓒのうち電磁的記録に係る加重措置による重加算税分 1万円未満の端数切捨て		過少（無）申告加算税分 1万円未満の端数切捨て	

付表の八

（　）枚のうち（　）枚目

07.3